

農地法 5 条申請に係る計画変更申請について

凡例／土地所有者 A、転用事業者 B、承継(再転用)事業者 C

●『事業者 + 事業内容の変更』又は『事業者のみ変更』になる場合

以下の 2 つの申請が必要

- ・ 5 条計画変更申請（当初事業者、承継事業者の連名（添付書類は不要））

未登記	B	C
登記済	B	C

- ・ 5 条申請（土地所有者、承継事業者の連名）

未登記	A	C
登記済	B	C

※転用事業者へ所有権移転登記後は、転用事業者が土地所有者となる

●所有権が事業者に移っていて、事業が完了していない状態で事業内容のみが変更になった場合

- ・ 5 条計画変更申請のみ（承継事業者の単独申請※添付書類は 5 条申請と同様）

●事業者は変わらず、事業内容のみが変更になる場合

- ・ 5 条計画変更申請のみ（承継事業者の単独申請※添付書類は 5 条申請と同様）